



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 人事委員会規則

*53 職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

1194 議決予算の公表（財政課）

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第53号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月16日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務をとることを要しない期間」の次に「又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加え、同条第2号中「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を、「限る。」の次に「又は育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による勤務を含む。）をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1194号

平成19年9月28日県議会の議決を得た平成19年度和歌山県一般会計補正予算は、別冊のとおりである。

平成19年10月16日

和歌山県知事 仁坂 吉伸